

丸紅グループ
コンプライアンス・マニュアル

COMPLIANCE MANUAL



変化の時代こそ「正・新・和」

世界は今、国際秩序や、政治・経済情勢が急激に変化し、全く予断を許さない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、サステナビリティやDXといった世界の大きな潮流が一層加速しました。こうした世の中の変化の中で、新しいギャップが生まれてきます。ギャップとは、見えにくい未来と現在の間のギャップ、社会課題です。商社とは「世の中のギャップを埋め続ける永遠のパートナー」だと考えています。

社会課題・価値観の変化によって生じる社会・顧客の要請・期待に応えるという点は、コンプライアンスも同じです。世界各国の法令やその運用は時代の流れに応じて複雑化・厳格化しています。社会や顧客は、新たなコンプライアンスの基準に対応することをわれわれに求めています。業界の慣習や過去のルールにとらわれ変化への対応が遅れると、気づいた時には法令違反を犯していたり、たとえ法令違反でなくても、企業倫理を厳しく問われたりすることになるでしょう。また、新たに参入するビジネス領域には、明確なルールが存在しないこともあるかもしれません。こうした場面では、高い倫理観を常に持つように心がけることが重要になります。

皆さんの頑張りも、ほんの一部の人の気の緩みからくるコンプライアンス違反によって、全て台無しになりかねません。

この様な変化の時代だからこそ、改めて当社の社是「正・新・和」を思い起こしてください。社是の中でも真っ先に挙げられているのが「正」、公正にして明朗であることです。

「正」があってこそ「新」「和」もあります。

丸紅グループのひとりひとりがそれぞれの現場で
コンプライアンスに対する感度を高め、高い倫理観をもって
行動することで社会や顧客の要請・期待に応えていきましょう。

以上

丸紅株式会社
代表取締役社長

柿木真澄



『正義と利益のどちらかを取らねばならない状況に遭遇したら、迷わず正義を貫け』

近年、国際情勢やビジネス環境に様々な変動が生じており、従来の思考方法・判断基準のみで対応していたのではコンプライアンス上も適切でない結果となる場面が増えています。また新型コロナウイルス感染症の流行による業務スタイル・生活様式の変化から、直接顔を合わせてのコミュニケーションが減少し、ほう（報告）・れん（連絡）・そう（相談）や気づきの低下が懸念されています。

こうした状況下、万一、誘惑に負け、誤った選択をしたならば、その代償は恐ろしいものとなるでしょう。また、その為にコーポレートブランドが傷つき、その回復には長い時間と膨大なエネルギーが必要となり、大勢の仲間に変な迷惑をかけることになるでしょう。

当社で永らく道標として語り継がれるこの言葉の重みを、今一度思い起こし、各自で自問してください。

自分が進もうとしている道は

- 法律に違反していませんか
- 家族に自信を持って話すことができますか
- 子供にも同じ道を進ませることができますか
- 新聞やテレビに発表されても堂々としていられますか
- 誰かにつけ込まれるすきを与えることにはなりませんか
- 自分だけが汗をかかずに楽ができる近道ではないですか

そして万一、どれか一つでも思い当たったときには、この冊子に立ち戻ってください。

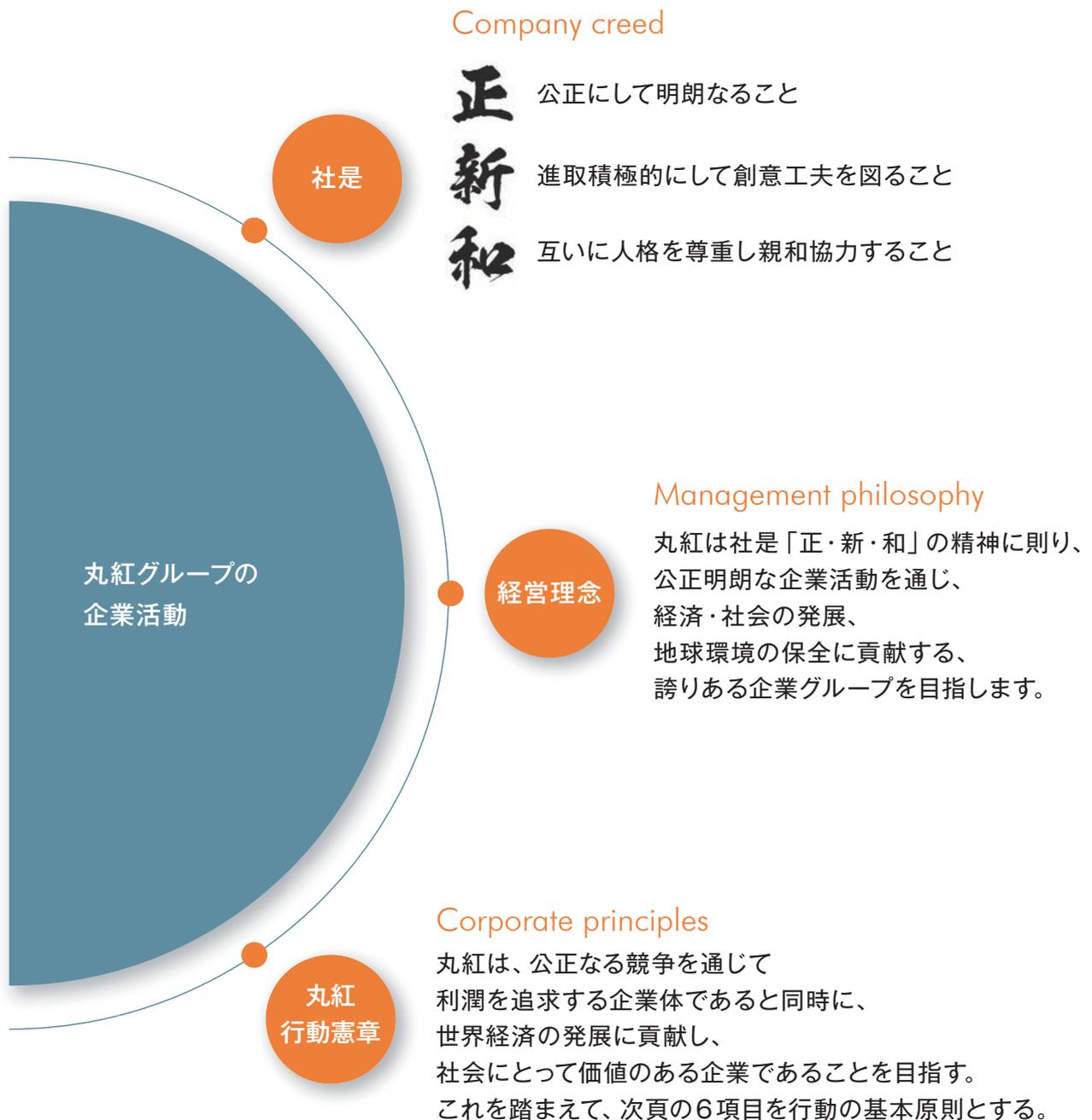
コンプライアンス委員会

I. 丸紅グループの誓い	5
II. 丸紅グループのコンプライアンス体制	7
1. コンプライアンスとは?	8
2. コンプライアンスを实践するのは、私たち自身です	8
3. コンプライアンス委員会の役割	8
4. チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびグループコンプライアンス・オフィサー	8
5. コンプライアンス相談窓口	9
6. 問題発生時の対応	11
7. 丸紅グループのコンプライアンス体制組織図	12
III. コンプライアンス・マニュアルの利用方法	13
1. 利用の心得	13
2. 対象者	13
3. 適用範囲	13
4. 違反行為への対応	13
IV. ビジネスシーン別遵守事項（参考）	14
V. 遵守事項	18
1. 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止	19
人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。	
2. 独占禁止法および関連諸法の遵守	20
私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法を行わない。	
3. 不正競争の禁止	21
不正商品の製造・販売、営業秘密の不正取得・使用等、不正競争行為は行わない。	
4. 各種業法の遵守	22
営業活動を行うにあたっては、必要な許認可等を取得し、各種業法を遵守しなければならない。	
5. 輸出入手続	23
貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、適切な輸出入手続を行わなければならない。	

6. 安全保障管理	24
国際的な平和および安全の維持のため、厳格な安全保障管理を行い、法令違反防止はもちろんのこと、グローバル企業として不適切な取引には関与しない。	
7. 製品安全管理	25
取扱製品の安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、製品安全管理を適切に行わなければならない。	
8. 知的財産権関連諸法	26
他人が所有する知的財産権を侵害してはいけない。	
9. 贈収賄の禁止および接待・贈答等	27
国内・海外問わず公務員、それに準ずる立場の者及びそれらの親族(併せて、以下「公務員」)に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。これらの行為に関し、他の事業者を幫助したり、謀議に参加しない。 また、取引先に対する接待・贈答等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。	
10. 反社会的勢力への利益供与の禁止等	28
反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。	
11. 環境保全	29
良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄と地球環境の保全との調和を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて最善を尽くす。	
12. インサイダー取引規制	30
インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。	
13. 情報資産の適切な管理	31
情報資産(社外より開示を受けた情報資産含む)は、適切に管理しなければならない。	
14. 情報通信システムの適切な利用	32
情報通信システムを不正に使用したり、害してはならない。	
15. 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示	33
経理処理・税務申告を適正に行わなければならない。また、重要な会社情報は、適正に開示しなければならない。	
16. 利益相反行為等の禁止	34
誠実に当社の業務を遂行し、当社の利益に反する行為を行わない。	
コンプライアンス相談窓口に関するQ&A	35

I. 丸紅グループの誓い

我々、丸紅グループの役員および社員は、社是「正」、「新」、「和」、
経営理念および丸紅行動憲章に掲げられた精神にのっとり、
法令・規則や社内規程を遵守するとともに、
企業倫理に適った企業活動を行います。



丸紅行動憲章 (1998年1月1日)

1 公正、透明な企業活動の徹底

- 法律を遵守し、公正な取引を励行する。
- 内外の政治や行政との健全な関係を保ち、自由競争による営業活動を徹底する。
- 反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨む。

2 グローバル・ネットワーク企業としての発展

- 各国、各地域の文化を尊重し、企業活動を通じて地域経済の繁栄に貢献していく。
- グローバルに理解が得られる経営システムを通じて、各地域社会と調和のとれた発展を目指す。

3 新しい価値の創造

- 市場や産業の変化に対応するだけでなく、変化を自ら創造し、市場や顧客に対して新しい商品やサービスを提供していく。
- 既存の常識や枠組みにとらわれることなく、常に新たな可能性にチャレンジする。

4 個性の尊重と独創性の発揮

- 一人一人の個性を尊重し、独創性が存分に発揮できる、自由で活力のある企業風土を醸成する。
- 自己管理の下、自らが課題達成に向けて主体的に行動する。

5 コーポレート・ガバナンスの推進

- 株主や社会に対して積極的な情報開示を行い、経営の透明度を高める。
- 経営の改善などに係わる提案を尊重し、株主や社会に対してオープンな経営を目指す。

6 社会貢献や地球環境への積極的な関与

- 国際社会における企業市民としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を行う。
- 地球市民として環境問題に心を配り、健全な地球環境を子孫に継承する。



Ⅱ. 丸紅グループのコンプライアンス体制

1. コンプライアンスとは？

コンプライアンスとは、「法令遵守」という意味で使われることがありますが、法令遵守にとどまらず、「企業倫理の遵守」という意味でも使われます。

丸紅グループにおいてコンプライアンスとは、
社是、経営理念および丸紅行動憲章に掲げられた理念に則り、
法令・規則・諸規程を遵守するとともに、高い倫理観を保持しながら企業活動を行うことをいいます。

コンプライアンスは、企業が永続するための前提条件です。

なぜなら、企業が追求する収益がルールと倫理の遵守に基づく健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ、消費者、取引先、株主、社員など様々なステークホルダー（利害関係者）の期待や要望を裏切り、やがては社会からの撤退を余儀なくされるからです。

コンプライアンスは、企業人として実践していかなければならない行動指針そのものなのです。

〈丸紅グループのコンプライアンス〉



2.コンプライアンスを実践するのは、私たち自身です

企業のコンプライアンスは、企業内の役員および社員の一人一人が、コンプライアンスの意義を良く理解し、企業活動のみならず社会生活においてもコンプライアンスに適った行動を取ることによって実践されます。

3.コンプライアンス委員会の役割

丸紅グループのコンプライアンスの実践のため、社長直轄のコンプライアンス委員会が設置されています。

4.チーフ・コンプライアンス・オフィサー およびグループコンプライアンス・オフィサー

丸紅グループのコンプライアンス体制を統括する責任者は、社長の委嘱を受けたチーフ・コンプライアンス・オフィサーです。チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス委員会委員長も兼任します。

各営業グループ・支社に、当該グループ・支社および所管する丸紅グループ会社(以下、「グループ会社」といいます)のコンプライアンスの責任者としてグループ・支社のコンプライアンス・オフィサーが任命されています。



5.コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス上問題がある行為に気付いた場合であって、職制ラインを通じて報告することが難しいときには、以下のコンプライアンス相談窓口へ報告・相談下さい。

1 相談“ホッ”とライン



報告資格者	当社及びグループ会社の役員・社員 (受入出向者や派遣社員、業務委託契約等に基づき従事する個人を含む。以下同じ) (※)
報告対象	コンプライアンス全般
報告先	コンプライアンス委員会 社外弁護士

2 Marubeni Anti-Corruption Hotline (配布している「反贈収賄ハンドブック」もご覧ください)

報告資格者	当社及びグループ会社の役員・社員(※)並びに当社グループのビジネスパートナーの役員・社員
報告対象	贈収賄、マネーロンダリング、不正な会計処理、インサイダー取引などの金融商品取引法違反、独占禁止法(競争法)違反、その他刑罰の適用を受けるような重大犯罪

※改正公益通報者保護法の施行(2022年度の予定)後は、当社グループを退職後1年以内の役員・社員も報告資格者となります。改正公益通報者保護法の概要や『相談“ホッ”とライン』との関係は巻末のQ&A(No.9)を参照下さい。



[報告者保護について]

①〈秘密厳守と不利益処遇の禁止〉

報告者の秘密は厳守します。

職制ラインを通じて、またはコンプライアンス相談窓口に対して誠実になされた報告・相談行為を理由に、報告者に対し不利益な処遇が為されることがないよう、当社は保証します。

報告・相談に関する秘密を漏らした者は、就業規則等に従って処分されることがあります。

※改正公益通報者保護法の施行後は、コンプライアンス相談窓口へ寄せられた公益通報に対応する業務に従事する者として会社から指定された者については、通報者を特定させる情報を漏らした場合、刑事罰を科されることがあります。

②〈グループ会社の役員・社員の保護〉

グループ会社の役員・社員についても、グループ会社において上記①と同様の保護が受けられるよう、グループ・支社コンプライアンス・オフィサーが指導・監督します。

③〈不利益処遇を受けたら〉

職制ラインを通じて、またはコンプライアンス相談窓口へ報告・相談を行ったことにより、不利益な処遇を受けたと思われる者は、コンプライアンス委員会へ報告・相談することができます。

④〈報告者ご自身の秘密厳守〉

報告者ご自身による情報管理も重要です。報告者から報告・相談内容が他人に漏れてしまうと、社内で報告者が特定される可能性が高まり、報告者保護のルールが徹底できず、調査実施時に混乱を招く恐れがあります。

[報告・相談内容の取り扱いについて]

①〈匿名の可否〉

報告・相談は**顕名を原則**としますが(匿名の場合、調査が事実上不可能な場合が多いため)、**報告者の秘密は厳守**します。社外弁護士からコンプライアンス委員会への報告においては、“**報告者が希望する場合**”には名前を伏せての報告も可能です。但し、Marubeni Anti-Corruption Hotlineへの報告・相談は匿名も可能です。

②〈報告対象者への通知〉

コンプライアンス違反の疑いをかけられている者(報告対象者)が帰属する国の法令によっては、当該法令を遵守するため、コンプライアンス委員会は、報告対象者に対して、報告・相談の事実等を通知することがあります。かかる場合であっても、報告者が不利益を被らないよう、コンプライアンス委員会は最大限の配慮をいたします。

③〈フィードバック〉

当社及びグループ会社の役員・社員から報告・相談を受けた場合、コンプライアンス相談窓口は、原則として報告・相談を受けた事項の処理内容を**報告者へフィードバック**します。

※グループ会社が独自に設置している相談窓口へ報告・相談した場合、その報告内容はグループ会社から当社コンプライアンス委員会に共有されます。

※巻末のコンプライアンス相談窓口に関するQ&Aも参照下さい。

※なお、報告・相談内容が関連する国の法制度によっては、コンプライアンス相談窓口をご利用頂けない場合がございます。

欧州からコンプライアンス相談窓口をご利用される際には以下の当社のURLの内容も参照下さい。

※Privacy Notice https://www.marubeni.com/en/company/governance/measure/compliance/privacy_notice_en.pdf



6. 問題発生時の対応

コンプライアンス上問題がある事態が発生した場合の対応は以下の通りとします。

認知・報告

- 役職者は、コンプライアンス上の問題を察知した場合は、**職制ラインを通じて**グループ・支社のコンプライアンス・オフィサーに報告
- グループ・支社コンプライアンス・オフィサーが、**コンプライアンス上問題がある事態**を認知したときは、**直ちにコンプライアンス委員会に報告**
- 役員・社員は、他の役員・社員が贈収賄行為や競争法違反行為に関与していることを知ったときは、速やかにコンプライアンス統括部に報告

調査・対応

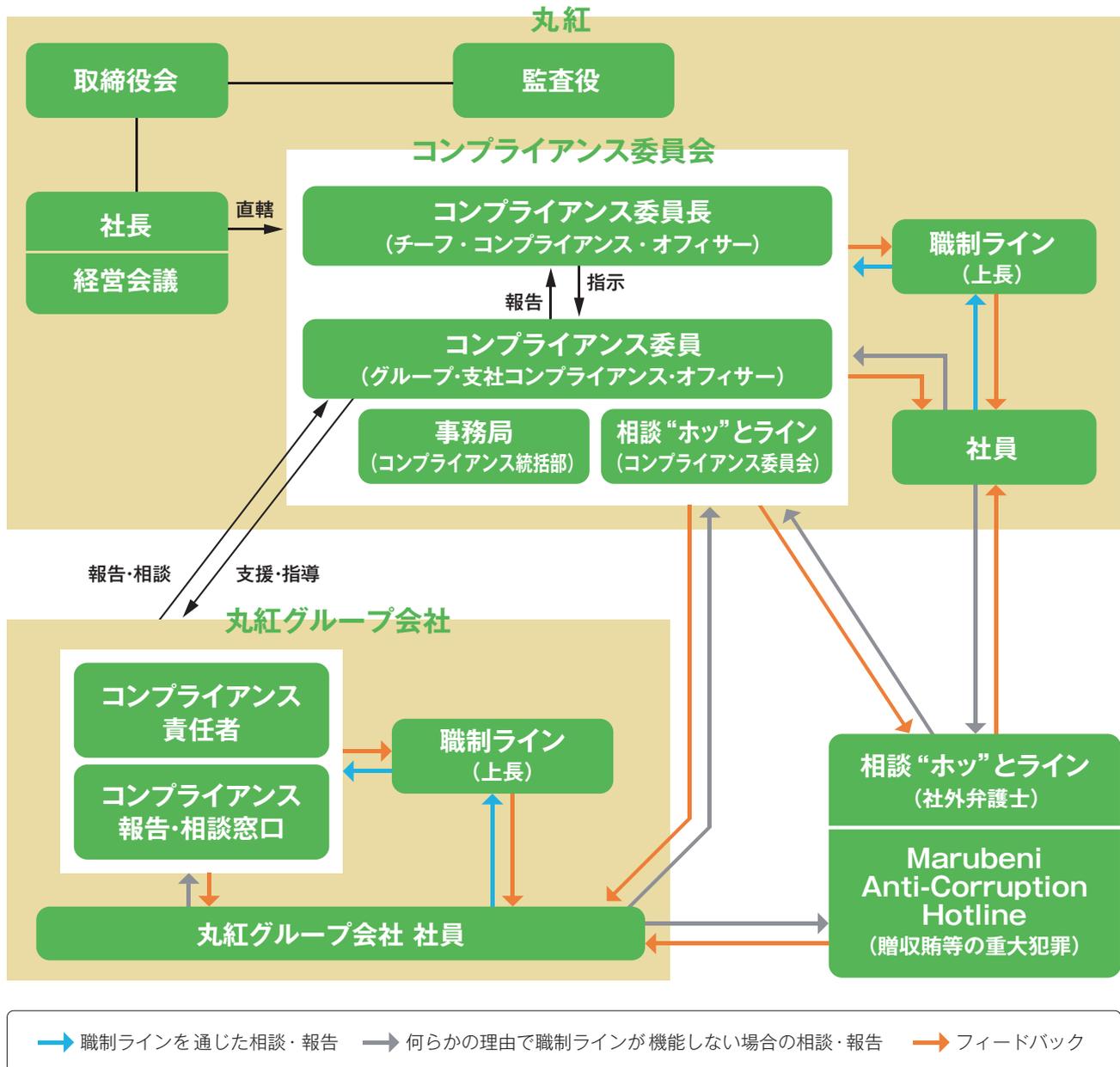
- コンプライアンス委員会は、報告を受け調査(問題の性質に応じて、適宜、担当部署に問題の調査・対応を委嘱)
- コンプライアンス委員会委員長が重要であると判断した問題は、直ちに社長および監査役に報告
- 全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会の下に調査委員会を組成

是正措置・再発防止

- 調査の結果、コンプライアンス上の問題が確認された場合は、是正措置実施
- 全社的な見地から対応を要する問題については、コンプライアンス委員会として、再発防止策を含む対応について提言



7.丸紅グループのコンプライアンス体制組織図



コンプライアンス委員会の役割

- ① 社内でのコンプライアンス体制の構築・維持・管理
- ② 各グループにおけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理に係る支援・指導
- ③ コンプライアンス・マニュアルの策定及びメンテナンス
- ④ コンプライアンスについての研修をはじめとする啓発活動
- ⑤ コンプライアンスの実施状況のモニタリング
- ⑥ 問題発生時の調査と対応
- ⑦ 社内及び丸紅グループ会社の各社員からの相談窓口 (コンプライアンス委員会は上記の活動の一部を担当部署に委嘱することができる)

グループ・支社コンプライアンス・オフィサーの役割

- ① グループ・支社のコンプライアンス体制の構築・維持・管理
- ② グループ・支社が所管する丸紅グループ会社のコンプライアンス体制確立に向けての支援・指導
- ③ コンプライアンス・マニュアルを補完する、グループ・支社の取扱商品・取引形態に応じたマニュアルの策定・メンテナンス
- ④ コンプライアンス委員会の実施する研修に管下の社員を出席させること
- ⑤ コンプライアンスについてのグループ・支社の研修をはじめとする啓発活動
- ⑥ グループ・支社及び所管する丸紅グループ会社のコンプライアンス実施状況のモニタリング及びコンプライアンス委員会への報告
- ⑦ グループ・支社及び所管する丸紅グループ会社における問題発生時の調査と対応

Ⅲ.コンプライアンス・マニュアルの利用方法

1.利用の心得

このマニュアルは、丸紅グループのコンプライアンスを具体化したものであり、丸紅グループの全員が日常の業務を遂行する過程で、遵守すべき行動基準を定めた手引書です。みなさんが日常業務を遂行する中で、**コンプライアンスの観点から迷うことが生じたときは、このマニュアルに従って判断してください。**さらに判断に迷うときは、**上司または関係部に相談**してください。

2.対象者

このマニュアルは、丸紅グループの役員、社員はもちろんのこと、受入出向者や派遣社員、業務委託契約等に基づき従事する方にも遵守していただきます。これらの方を採用した部署は、責任を持ってこのマニュアルの趣旨を伝達していただくなければなりません。

3.適用範囲

このマニュアルは、丸紅行動憲章と同時に制定された丸紅行動マニュアルをベースに、これに置き換わるものとして作成されていますが、日本国内を念頭において作成されていますので、海外の事業所においては、このマニュアルの趣旨に則り、それぞれの国や地域の法律・慣習等に応じて、独自に策定することとします。

また、丸紅グループの取扱う商品・サービスや取引形態は多岐にわたっており、それぞれの営業グループや丸紅グループ会社において、このマニュアルに準じ、またこれを補完するきめ細かなマニュアルを、必要に応じて速やかに作成していただくことを前提としています。

4.違反行為への対応

このマニュアルに反する行為を発見した場合や、上司から指示を受けた場合、あるいは不注意によって自ら行った場合は、勇気を持って報告してください。

なお、このマニュアルの違反行為に対する罰則については、特に規定を設けていませんが、就業規則等に基づき判断されることになります。

IV. ビジネスシーン別遵守事項 (参考)

- 当社グループが遵守すべき事項はV. 遵守事項を参照ください。
- 日々の業務の中の様々な場面における「遵守事項」の気づきのためにビジネスシーン別に想定される典型的な遵守事項を例示しました。
- 記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。また、各遵守事項の詳細については、V. 遵守事項の各該当ページを確認して下さい。

取引先との会議・商談で

▶ 独禁法および関連諸法の遵守

私的独占、不当な取引制限(カルテル)、不公正な取引方法を行わない。

- ① 私的独占の禁止
- ② 不当な取引制限の禁止
- ③ 不公正な取引方法の禁止
- ④ 下請法の遵守

▶ 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。



▶ 贈収賄禁止および接待・贈答等

国内・海外問わず公務員、それに準ずる立場の者及びそれらの親族に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。これらの行為に関し、他の事業者を補助したり、謀議に参加しない。取引先に対する接待・贈答等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。

▶ インサイダー取引規制

インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

レセプションなど会食の場で

▶ **人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止**
人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。

▶ **独禁法および関連諸法の遵守**

私的独占、不当な取引制限(カルテル)、不公正な取引方法を行わない。

- ① 私的独占の禁止
- ② 不当な取引制限の禁止
- ③ 不公正な取引方法の禁止
- ④ 下請法の遵守



▶ **贈収賄禁止および接待・贈答等**

国内・海外問わず公務員、それに準ずる立場の者及びそれらの親族に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。これらの行為に関し、他の事業者を補助したり、謀議に参加しない。取引先に対する接待・贈答等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。

▶ **インサイダー取引規制**

インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

貿易取引の場で

▶ **輸出入手続**

貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、適切な輸出入手続を行わなければならない。

- ① 輸出入に関する許可・承認等の取得
- ② 適正申告
- ③ 輸出入をしてはならない貨物への注意
- ④ 原産地規則の遵守

▶ **各種業法の遵守**

必要な許認可等を取得し、各種業法を遵守しなければならない。



▶ **贈収賄禁止および接待・贈答等**

通関業務を執り行う公務員に対し、直接間接を問わずFacilitation Paymentsを含む不正な利益の供与・申し出・約束をしない。

▶ **安全保障管理**

国際的な平和および安全の維持のため、厳格な安全保障管理を行い、法令違反防止はもちろんのこと、グローバル企業として不適切な取引には関与しない。

- ① 日本の輸出管理法令等への対応
- ② 米国の制裁法・再輸出規制への対応
- ③ 海外の規制等への対応

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

工場や建設現場で

▶ 環境保全

良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄と地球環境の保全との調和を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて最善を尽くす。

▶ 知的財産権関連諸法

他人が所有する知的財産権を侵害してはいけない。

▶ 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。



▶ 各種業法の遵守

営業活動を行うにあたっては、必要な許認可等を取得し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や下請代金支払遅延等防止法等、各種業法を遵守しなければならない。

▶ 製品安全管理

取扱製品の安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、製品安全管理を適切に行わなければならない。

- ① 平常時の製品安全管理 ② 安全問題発生時の製品安全管理

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

職場で

▶ 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。労働に関する法令を遵守し、不当な長時間労働を行わない。

▶ インサイダー取引規制

インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。



▶ 適正な経理処理

経理処理を適正に行わなければならない。

▶ IT機器・ソフトウェアの管理

IT機器の不正な設定変更・機能改造、ソフトウェアの不正コピーや海賊版利用は行わない。

▶ 情報資産の適切な管理

情報資産（社外より開示を受けた情報資産含む）は、適切に管理しなければならない。

▶ 情報通信システムの適切な利用

情報通信システムを不正に使用したり、害してはならない。

▶ 利益相反行為等の禁止

誠実に当社の業務を遂行し、当社の利益に反する行為を行わない。

- ① 利益相反行為等の禁止
② 公私のけじめ

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

採用活動の場で

▶ 情報資産の適切な管理

情報資産(社外より開示を受けた情報資産含む)は、適切に管理しなければならない。

▶ 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。



▶ 独禁法および 関連諸法の遵守

人材獲得市場において不当な取引制限を行わない。
当社グループ会社と利害関係を有する取引先等の役職員の関係者を採用する場合には、日本または諸外国の法令等に違反する可能性があることを踏まえ、適正に対応しなければならない。
公務員(OB含む)の再就職あっせんに関する法令に違反する採用は行わない。

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

国際社会・地域社会で

▶ 適正な経理処理・税務申告

経理処理・税務申告を適正に行わなければならない。

- ① 適正な経理処理 ② 適正な税務申告

▶ 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。



▶ 適正な会社情報の開示

重要な会社情報は、適正に開示しなければならない。

▶ 環境保全

良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄と地球環境の保全との調和を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて最善を尽くす。

▶ 反社会的勢力への 利益供与の禁止等

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

※記載内容は代表例です。注意すべき遵守事項はこれにとどまりませんので個別に確認して下さい。

V. 遵守事項



1.人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。

- (1)人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、心身の障害などに基づく差別を行ってははいけません。また、このような差別を許してはなりません。
- (2)セクシャルハラスメント(所謂LGBTなどに対する性的指向や性自認に関するハラスメントを含む)を行ってははいけません。また、このようなセクシャルハラスメントを許してはなりません。
- (3)職場において、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害する(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)行為(いわゆるパワーハラスメント)を行ってははいけません。また、このようなパワーハラスメントを許してははいけません。
- (4)妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント(妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動、嫌がらせ、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為等)を行ってははいけません。また、このような妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントを許してははいけません。
- (5)労働に関する法令を遵守し、良好な職場環境の形成のための不断の努力をしなければなりません。また、不当な長時間労働を許してはなりません。
- (6)当社のビジネス活動に関連して、地域社会、周辺住民、サプライヤーの従業員、その他の幅広いステークホルダーに対して、人権侵害を生じること・助長する結果となるあらゆる行為を行ってはならず、また当社ビジネスと関わりがあれば第三者による人権侵害に対してもその是正に向けて取り組む必要があります。

〈注〉憲法、労働基準法、労働安全衛生法、世界人権宣言、ILO(国際労働機関)の国際労働基準、ビジネスと人権に関する指導原則などで取り扱われている全ての基本的人権を含みます。

当社グループでは「丸紅グループ人権基本方針」に基づき人権の尊重を徹底するとともに、「サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針」においても、「人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・虐待などの非人道的な扱いをしない」「児童労働、強制労働、不当な賃金の減額、不当な長時間労働を行わない」として、同じく人権侵害行為を禁止しています。

※ サプライチェーンには、自社のみならず、グループ会社、仕入先、サービス提供会社、契約業者、製造委託先、JVパートナー、業務委託先、顧客などが含まれます。

関係法令 : 憲法、世界人権宣言、国際人権規約、ILO国際労働基準、労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法、障害者雇用促進法、ビジネスと人権に関する指導原則、英国現代奴隷法 (UK Modern Slavery Act 2015) その他同種の各国法令 (豪州Modern Slavery Act 2018等)

関連諸規程 : 丸紅グループ人権基本方針、サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針、就業規則、ハラスメント防止対策について、サステナビリティ推進委員会規程、サステナビリティリスク管理細則、人権苦情処理実施要領

関連マニュアル : 採用マニュアル

関係レター : B110-16-262「ハラスメント防止対策について」、B110-17-076「ハラスメントを許さない職場づくり」

照会先 : 人事部、サステナビリティ推進部

2. 独占禁止法および関連諸法の遵守

私的独占、不当な取引制限(カルテル)、不公正な取引方法を行わない。

① 私的独占の禁止

単独あるいは他の事業者と結合するなどして、他の事業者の事業活動を排除したり支配したりすることにより、市場における競争を制限してはいけません。

② 不当な取引制限の禁止

以下のとおりカルテル・入札談合に参与してはいけません。さらに、競合他社と取引を行うにあたりその目的に限った情報交換を行う場合等、競争法管理規程において認められた場合を除き、競合他社との間で機微な情報の交換を行ってはいけません。

(1) カルテルの禁止

他の事業者と話し合い、価格、数量、取引先、取扱地域、実施時期等について取り決めを行ったり、取り決めを指示、教唆、幫助または容認してはいけません。

(2) 入札談合(「見積り合わせ」など名称にかかわらず)の禁止

入札参加者同士が話し合うことにより、落札者・落札価格を決定したり、決定を指示、教唆、幫助または容認してはいけません。

③ 不公正な取引方法の禁止

(以下の3つの行為類型は、原則禁止行為の例示です。これ以外にも不公正な取引方法として禁止されている行為がありますので、詳細は独占禁止法遵守マニュアルをご参照ください)

(1) 共同ボイコット

他の企業と共同で取引拒絶を行ったり、行わせたりしてはいけません。

(2) 不当廉売

商品またはサービスを、製造・仕入原価等より著しく低い対価で供給することによって、他の企業の事業活動を困難にさせてはいけません。

(3) 再販売価格の拘束

取引の相手方とその取引先との自由な価格の決定を拘束してはいけません。

④ 下請法の遵守

下請事業者と製造(加工を含む)委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託取引を行う場合、下請法に基づき、必要記載事項をすべて記載した発注書面を交付する等の義務を遵守しなければならない。また、下請代金の支払遅延(物品等の受領後60日以内(1か月締切制度においては納品締切後1か月以内)に支払を行わないこと)、下請代金の不当減額、割引困難な手形(繊維業に係る下請代金につき90日・非繊維業に係る下請代金につき120日を超える手形)の交付等の行為を行ってはいけません。

関係法令 : 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)、下請代金支払遅延等防止法(下請法)、不公正な取引方法(公正取引委員会告示第15号)

関係諸規程 : 競争法管理規程

関連マニュアル : カルテル・入札談合マニュアル、営業マン気をつけて～独占禁止法遵守マニュアル～

法令動向No.99「下請代金支払遅延等防止法の一部改正について」

法令動向No.117「下請代金支払遅延等防止法(下請法)の改正について」、法令動向No.127「独占禁止法改正について」

法令動向No.139「独占禁止法改正について(上)・(下)」

下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関するQ&A、下請代金支払遅延等防止法の概要

照会先 : 法務部、コンプライアンス統括部

3.不正競争の禁止

不正商品の製造・販売、営業秘密の不正取得・使用等、不正競争行為は行わない。

- (1) 窃盗、詐欺、強迫その他不正な手段により他人の営業秘密を取得し、またはそれを使用・開示してはいけません。不正取得行為が介在したことを知って(または重大な過失により知らないで)他人の営業秘密を取得した場合も同様です。
- (2) ID・パスワードなどの管理を施して提供されるデータ(限定提供データ)を不正に取得し、または使用してはいけません。また、暗号などのプロテクト技術(技術的制限手段)の効果を妨げる“プロテクト破り”を可能とする装置の提供などをしてはいけません。
- (3) 他人の表示(商号、商標、標章など)として広く認識されているものと同一または類似の表示をしてはいけません。また、外国の国旗、紋章その他の記章と同一または類似のものを無断で商標として使用してはいけません。
- (4) 商品・役務またはその広告等にその原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等について虚偽のまたは誤認させるような表示をしてはいけません。
- (5) 虚偽の事実により競争関係にある他人の信用を害するような行為をしてはいけません。
- (6) 他人の商品(最初の販売日から3年経過していないもの・意匠権が成立しているもの、および需要者の間に広く認識されているもの)の形態を模倣した商品の販売を行ってはいけません。
- (7) 不当な景品類の提供や不当な表示を行ってはいけません。

関係法令 : 不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法(景表法)

関連マニュアル: 営業マン気をつけて～独占禁止法遵守マニュアル～

法令動向No.119「不当景品類及び不当表示防止法(景表法)の改正について」

法令動向No.131「不正競争防止法の一部改正(営業秘密の保護強化等)について」

法令動向No.137「不正競争防止法の一部改正(営業秘密侵害罪の対象行為等の拡大について)」

法令動向No.148「不正競争防止法の改正(平成27年改正)概要」

照会先 : 法務部

4. 各種業法の遵守

営業活動を行うにあたっては、必要な許認可等を取得し、各種業法を遵守しなければならない。

- (1) 中古品の売買、医薬品・医療機器の製造・販売・輸入販売、運送・廃棄物処理の請負など一定の営業活動を行う際には、その営業活動を規制する各種の業法に従い、営業の許可・認可・免許を取得、または届出・登録を行わなければなりません。業法の規制を受ける営業のうち主なものは次のとおりですが、このほかにも様々な業法による規制がありますので、注意してください。

古物商(古物営業法)、建設業(建設業法)、宅地建物取引業(宅地建物取引業法)、金融商品取引業(金融商品取引法)、毒物劇物輸入業・販売業(毒物及び劇物取締法)、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業・修理業(以上_医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)、高圧ガス販売業(高圧ガス保安法)、石油輸入業・販売業(石油の備蓄の確保等に関する法律)、火薬類販売業(火薬類取締法)、農薬販売業(農薬取締法)、肥料輸入業・販売業(肥料の品質の確保等に関する法律)、飼料輸入業・販売業(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)、家畜商(家畜商法)、酒類販売業(酒税法)、種苗業(種苗法)、貸金業(貸金業法)、運送業(道路運送法・貨物自動車運送事業法・海上運送法・貨物利用運送事業法)、倉庫業(倉庫業法)、廃棄物収集運搬業・処分業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

- (2) 営業活動を行う際には、品質基準・表示方法・書面交付・定期報告・取引記録作成等、業法により定められた事項を遵守しなければなりません。次の業法は日頃よく目にするものですが、このほかにも取引形態、取引商品・サービスによって様々な業法の規制を受けますので、注意してください。

下請代金支払遅延等防止法(下請法)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)、食品表示法、電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

関係法令 : 上記の法律、消費者基本法、消費者契約法 等
関係諸規程 : 業法等管理規程、業法等管理実施要領
照会先 : 法務部、コンプライアンス統括部

5. 輸出入手続

**貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、
適正な輸出入手続を行わなければならない。**

① 輸出入に関する許可・承認等の取得

輸出入申告に先立ち、輸出入に関する許可・承認・届出を必要とする貨物については、所管官庁に必要な手続を行わなければならない。

② 適正申告

- (1) 輸出入の申告にあたっては、関税関係法令に従い適正な申告を行わなければならない。
- (2) 申告に誤りがあることに気づいた場合は、速やかに訂正、修正または更正等の是正手続を行わなければならない。
- (3) 適正な関税・消費税・貨物によってその他内国消費税等を納付期限内に納めなければならない。

③ 輸出入をしてはならない貨物への注意

麻薬類、銃器・刀剣類、偽造貨幣／紙幣・変造カード、知的財産権侵害物品、公安または風俗を乱す書籍・図画等、法令により輸出入をしてはならない貨物の輸出・輸入を行ってはなりません(但し、法令の規定により所管官庁の許可・承認を取得して輸出入できる場合を除きます)。

④ 原産地規則の遵守

輸出・輸入において特惠関税制度を利用する場合には、貨物の製造工程・原材料等が定められた原産地規則を満たしていることを確認し、適正な手続を行わなければならない。

また、取り扱う貨物について定められた原産地規則を満たさないことがわかった場合には、速やかに法令で定められた手続・報告を行わなければならない。

関係法令 : 関税法、関税定率法、関税暫定措置法、外国為替及び外国貿易法、輸出入取引法、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、高圧ガス保安法、銃砲刀剣類所持等取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)及び同法律、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等

関係諸規程: 通関管理規程、輸入通関管理実施要領、輸出通関管理実施要領、原産地ガイドライン

照会先 : コンプライアンス統括部

6. 安全保障管理

国際的な平和および安全の維持のため、厳格な安全保障管理を行い、法令違反防止はもちろんのこと、グローバル企業として不適切な取引には関与しない。

① 日本の輸出管理法令等への対応

法令上、安全保障貿易管理の対象となる貿易取引は、「貨物の輸出」、「技術の提供・持出」および「仲介貿易取引」（以下併せて「貿易取引」といいます）です。貿易取引を行うにあたっては、日本の輸出管理法令等を遵守しなければなりません。このためには、安全保障貿易管理規程および安全保障貿易管理実施要領に定める手続きを履行することが必要です。

貿易取引に際し、武器・兵器、法令に定める大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物や技術（以下「規制品目」といいます）を取引する場合には、原則、国の許可取得が必要となるため、規制品目に該当するかの確認を適切に行う必要があります。

また、規制品目に当たらない場合であっても、客先等において大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、国の許可取得が必要となる（許可されないケースもある）ため、貨物等の用途や客先の事業・活動内容を適切に確認することが必要となります。

② 米国の制裁法・再輸出規制を始めとする海外の規制等への対応

貿易取引を含め各種取引を行うにあたっては、日本の法令等（海外においては当該国の安全保障貿易管理法令等）を遵守するのみならず、外国の輸出管理法令、国連安保理決議その他の国際合意等を勘案し、グローバル企業として不適切な取引に関与しないことが肝要です。米国は自国の制裁法令や輸出管理法令（Export Administration Regulations (EAR)：米国輸出管理規則）にて米国外への域外適用を行っています。

米国の制裁法は、米国が自国の安全保障や外交方針等の観点で、特定の国、個人又は団体との取引を禁止する等、経済制裁措置を実施するものです。例えば、制裁対象国の金融機関との決済を禁止したり、制裁対象国との貨物等の輸出入を禁止したり、制裁対象国の一定の産業に貢献する取引を禁止するなど様々な措置が執られているため、制裁法に抵触しないよう慎重な取引スクリーニングが求められます。

また、米国はEARに基づき、米国以外の国からの米国製品や米国技術の「再輸出」を規制しています。例えば、米国原産品そのもの、一部に米国原産品を含む日本製品や、米国技術のライセンスを受けて製造した日本製品を、日本企業が第三国に輸出する場合、米国の再輸出規制の対象となる可能性があるため、米国政府（商務省）の許可可否を判断した上で適切に輸出する必要があります。

関係法令：外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令、輸出貿易管理令の運用について、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について、貿易関係貿易外取引等に関する省令等、米国輸出管理規則、各国の制裁法令等

関係諸規程：安全保障貿易管理規程、安全保障貿易管理実施要領、諸外国安全保障管理規程、安全保障技術管理ガイドライン

照会先：コンプライアンス統括部

7. 製品安全管理

取扱製品の安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、製品安全管理を適切に行わなければならない。

① 平常時の製品安全管理

製品安全に関する法令の遵守はもとより、取扱製品の安全性の評価・フィードバック、安全問題に関する情報収集、適正な取扱表示、経年劣化への対応、製品安全について取り決めた契約書の整備等、製品事故の未然防止に取り組まなければならない。

② 安全問題発生時の製品安全管理

ユーザーの安全を最優先にした迅速な対応が望まれ、この対応を間違えると、顧客からの信用を失うばかりでなく、社会からの制裁を受けることにもなります。

安全問題が発生した場合には、直ちに社内に報告するとともに、被害が拡大しないよう販売先、所轄官庁等に報告し〈注〉、原因究明および再発防止策を講じなければなりません。

〈注〉例えば、消費生活用製品の製造事業者および輸入事業者は、自らが製造または輸入した製品に係る重大製品事故の発生を知った日より10日以内に内閣総理大臣に報告しなければなりません。

関係法令	: 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)、船舶安全法、食品衛生法、消防法、毒物及び劇物取締法、道路運送車両法、高圧ガス保安法、武器等製造法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、家庭用品品質表示法、農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)、食品表示法
関係諸規程	: 製品安全管理規程
関連マニュアル	: 各グループ・本部等の製品安全管理マニュアル
照会先	: 法務部、コンプライアンス統括部

8. 知的財産権関連諸法

他人が所有する知的財産権を侵害してはいけない。

- (1) 新しく開発した商品の製造・使用・譲渡・輸出入や、文字・図形等の標章(マーク)を付した商品・サービスの製造・譲渡・輸出入・提供を行うにあたっては、他人が所有する特許権、商標権等の産業財産権を侵害しないか調査を行い、権利侵害にあたらぬことを確認した上で実施しなければなりません。
- (2) コンピュータプログラムの無断複製(コピー)・改変等、他人が所有する著作権の無断使用は、厳に慎まなければなりません(「14. 情報システムの適切な利用」も参照してください)。

知的財産権制度の保護対象と要件、侵害の例(日本弁理士会資料他)

	保護対象	要件または特性	侵害の例
特許	「物(プログラム等を含む)」、「方法」または「物を生産する方法」の発明	①産業上利用できる発明 ②新規性、進歩性のある発明	他人の特許権に触れるような製品を製造、使用、販売・輸入もしくは輸出等すること
実用新案	物品の形状、構造または組合せに係る考案(発明ほど高度なものでもなくとも良い)。	①基礎的要件 ・物品の形状、構造、組合せに係るもの ・公序良俗、公衆の衛生を害しないもの ・記載要件および出願の単一性を満たすこと ・明細書もしくは図面に必要な事項が記載されており、その記載が明確であること ②産業上利用できる考案 ③新規性・進歩性がある考案	特許権と同様
意匠	物品、画像、建築物、内装の斬新なデザイン	①工業上利用できる意匠の創作 ②物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの組合せ ③美感を起こさせるもの ④新規性・創作非容易性のある意匠の創作	特許権と同様
商標	自己の商品やサービスと他人の商品やサービスを区別するために表示する文字・図形等の標章	①文字、図形、記号、立体的形状もしくは色彩またはこれらの結合、音その他政令でさだめるもの(平成27年4月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標についても、商標登録ができるようになりました。) ②商品またはサービスに使用するもの ③商品またはサービスとの関係で識別力を持つもの ④特に他人の登録商標と同一または類似でないもの	他人の登録商標と同一または類似の標章を付した商品の生産、販売、輸入もしくは輸出する行為
著作権	調査レポート、音楽、イラスト、写真、コンピュータプログラム等の創作的表現	何らの方式も必要とせず、創作と同時に発生する	新聞記事(但し、記事内容が事実の伝達に過ぎない雑報及び時事の報道は除く)を無断コピーする行為
半導体集積回路配置	半導体の集積回路のレイアウト	申請し、登録により発生する	他人が登録した半導体の集積回路のレイアウトを模倣した製品を生産・販売・輸入する行為
商号	商人が取引上自己を表示するために用いる名称	登記を必要としない	不正競争目的をもって他人の商号と同一または類似の商号を同一の営業のために使用する行為
種苗法	植物の新品種	申請し、登録により発生する	他人が登録した種苗またはその収穫物を生産・販売・輸入もしくは輸出する行為

関係法令 : 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、商法、会社法、種苗法、不正競争防止法
 関係諸規程 : 就業規則、職務発明規程、コーポレートロゴ等管理規程
 関連マニュアル : 丸紅株式会社コーポレートロゴマニュアル
 照会先 : 法務部、広報部

9. 贈収賄の禁止および接待・贈答等

国内・海外問わず公務員、それに準ずる立場の者及びそれらの親族（併せて、以下「公務員」）に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。これらの行為に関し、他の事業者を幫助したり、謀議に参加しない。また、取引先に対する接待・贈答等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。

① 贈収賄等の禁止

- (1) 国内・海外を問わず、公務員に対して不正に金銭その他の利益を供与したり、その申し出をしたり、またはその約束をしてはいけません。また、他の事業者によるそのような行為を助けたり、係る行為に関する謀議に参加してはいけません。
- (2) 我が国においては、公務員に対して国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程その他の各官公庁等で定める同種の規程等に抵触する接待・贈答等は行ってはいけません。また、海外の公務員についても同種の規程等を遵守する必要があります。
- (3) 当社が起用または契約を締結するAgent、Consultant、下請業者またはJVパートナー（以下「ビジネスパートナー」）が、不正な働きかけのために国内・海外の政府機関その他の顧客に対し金銭、その他の利益を供与することを、指示し、そそのかし（教唆）、これを助け（幫助）、あるいは知りながら黙認してはいけません。また、これを知りながらビジネスパートナーに手数料・対価を支払ってはいけません。なお、ビジネスパートナーと契約するときは、規程に従い、事前に調査・確認するとともに、反贈収賄条項を契約書に定めなければなりません。
- (4) 国内・海外を問わず、他の事業者の役員または従業員に対し、不正な職務行為を依頼する目的で金銭その他の利益を供与したり、その申し出をしたり、またはその約束をしてはいけません。また、同様の目的でなされた他の事業者からの金銭その他の利益の供与の申し出に応じてはいけません。
- (5) 脅迫を受けている状況にあるとき、生命・身体の安全を確保するために必要であるとき及び当該国においてこれを認める法律や政府等発行の文書があるときを除き、Facilitation Paymentsを行ってはなりません。
- (6) 上記の他、刑法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、その他各国の汚職禁止法令に違反してはなりません。

② 過剰な接待等の禁止

取引先の役員または従業員に対し、社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の利益の供与を行ってはいけません。（これらの利益の供与を受ける場合については、「16. 利益相反行為等の禁止」の①(3)も参照してください）

関係法令	: 刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、会社法、米国海外腐敗行為防止法・英国贈収賄法等
関係諸規程	: 就業規則、贈収賄防止管理規程、贈収賄防止管理実施要領、接待、贈答および慶弔金に関する管理規程、接待、贈答および慶弔金に関する管理実施要領
関連マニュアル	: 贈収賄防止管理規程運用Q&A、反贈収賄ハンドブック、反贈収賄DDマニュアル
関係レター	: B1F0-1451「取引先等の役職員の関係者の採用ルール」、B150-20-011「アセアン地域の贈収賄規制（特に接待・贈答関連）ガイドラインの改訂について」、B150-16-073「韓国における『不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律』の施行について」、B150-19-022「中国の贈収賄規制（特に接待・贈答関連）に関するガイドラインについて」
照会先	: コンプライアンス統括部

10.反社会的勢力への利益供与の禁止等

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持つてはいけません。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけません(暴力団による暴力的要求行為や、株主の権利行使に関して利益を要求すること自体を罪に問うことができます)。
- (3) 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、また名目の如何を問わず一切取引を行ってはいけません。
- (4) 反社会的勢力の影響力を利用してはいけません。
- (5) 不明朗な資金の受払いや保管などを行うことにより、マネーロンダリング(資金洗浄)に協力してはいけません。また、取引を行う過程でマネーロンダリングに利用されないよう十分に注意してください。

- 〈注〉①マネーロンダリング(資金洗浄)とは、犯罪行為によって得られた金銭やその他の財産を、金融機関やその他取引先を通じて転々と送金を行うなどの方法で、合法的な出所から生じたものであるかのように見せる行為をいいます。当該金銭等の出所あるいは当該金銭等の発生原因となった違法行為を隠匿することが目的とされます。
- ② 疑わしい団体・個人については、データベースを元に確認しますので、コンプライアンス統括部までお問い合わせください。
 - ③ 取引の相手方との契約には、原則として、「暴力団排除条項」(取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨を定めた条項)を盛り込んでください。

関係法令	: 会社法120条、970条(株主の権利の行使に関する利益供与の罪、および利益要求の罪)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、(各都道府県／市町村)暴力団排除条例
関連諸規程	: 反社会的勢力排除に関する取引先管理について
関連マニュアル	: 法令動向No.142「暴力団排除条例について」
関係レター	: B100-11-008/B1B0-2036「暴力団排除条例の制定について」 B1F0-1513/B1B0-2410「暴力団排除条項雛型の改定について」 B150-20-032「反社会的勢力排除条項(暴力団排除条項)の追加条項について」
照会先	: 総務部、コンプライアンス統括部、財務部

11.環境保全

良き企業市民としての責任を自覚し、
人間社会の繁栄と地球環境の保全との調和を図りながら、
持続可能な社会の実現に向けて最善を尽くす。

グローバルかつ広範な事業活動において、常に環境への影響を配慮し、ステークホルダーと協力しながら、資源の有効利用、気候変動への取組み、生物多様性及び生態系の保護等を含む環境保全・環境保護と汚染の予防等、環境リスクの低減に努めなければなりません。サステナビリティの観点では、環境法令順守以上の取組が要求されていますので、詳細はサステナビリティ推進部へお問い合わせください。

- (1) 国内外の環境関連の諸法令・規則および合意した協定等を遵守しなければなりません。
 - (2) 新規事業を開始する、或いは事業内容を変更する場合には、特に環境負荷の低減や汚染の予防に配慮しなければなりません。また、資源の有効利用、気候変動への取組みや生物多様性及び生態系の保護等にも留意しなければなりません。
 - (3) 省エネルギー、省資源（鉱物、食料、水等）、廃棄物削減、グリーン購入および効率的業務の推進に取り組みなければなりません。
- 〈注〉グリーン購入とは、品質や価格のみならず、環境への影響も十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境配慮する取引先から優先して購入すること。
- (4) 環境を保全・改善する事業、商品、サービス、技術開発、社会システム等の提供に努めなければなりません。

主な関係法令 : 地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、浄化槽法、水道法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装リサイクル法、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、消防法、自然公園法、工場立地法

関係諸規程 : 丸紅グループ環境方針、サステナビリティ推進委員会規程、サステナビリティリスク管理細則

関連マニュアル : 丸紅グループEMSマニュアル、丸紅株式会社EMSマニュアル

照会先 : サステナビリティ推進部

12. インサイダー取引規制

インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。

- (1) 当社（もしくはその子会社または上場投資法人等の資産運用会社）に関する未公表の**重要事実**に**該当する可能性**がある**事実**を知ったときは、それが**公表**されるまで厳重に秘密保持したうえ、法令およびインサイダー取引管理規程で認められた場合を除いて、当社の株式等を売買してはいけません。
- また、他人に対し、公表前に取引させることにより利益を得させる目的をもって、情報伝達・取引推奨を行ってはいけません。
- (2) 当社以外の上場会社等（もしくはその子会社または上場投資法人等の資産運用会社）に関する未公表の**重要事実**に**該当する可能性**がある**事実**を知ったときは、それが**公表**されるまで厳重に秘密保持したうえ、当該上場会社等の株式等を売買してはいけません。また、他人に対し、公表前に取引させることにより利益を得させる目的をもって、情報伝達・取引推奨を行ってはいけません。
- (3) 当社の株式等を売買する場合は、インサイダー取引管理規程に定められた許可申請書兼許可書もしくは事前届出書を必ず提出してください。
- (4) 上場している当社の子会社または当社の関連会社の株券等を売買してはいけません。
- 〈注〉①「重要事実」とは、上場会社等またはその子会社の1) 重大な意思決定、2) 一定の事実の発生、3) 業績予想の変動等をいいます。具体的な内容については、インサイダー取引管理規程第2条をご参照願います。その解釈等について不明な点がある場合は法務部にご質問ください。
- ②「公表」とは、1) 上場会社等の代表取締役が2つ以上の報道機関に対して重要事実を公開したときから12時間が経過すること、2) 重要事実にかかる事項の記載がある有価証券報告書等が公衆の縦覧に供されたこと、3) 重要事実が金融商品取引所のホームページ上で公開されたことのいずれかをいいます。

関係法令 : 金融商品取引法

関係諸規程 : インサイダー取引管理規程

関連マニュアル : 法令動向No.92「証券取引法並びに関係政省令の改正について(インサイダー取引規制関連)」、法令動向No.103「証券取引法並びに関係政省令の改正について(インサイダー取引規制関連No.2)」、法令動向No.136「金融商品取引法等の一部を改正する法律について」、法令動向No.145「インサイダー取引規制に関する平成25年金商法改正について」、インサイダー取引防止マニュアル

関係レター : B1B0-1894「上場株式の売買等について」

照会先 : 法務部、財務部

13. 情報資産の適切な管理

情報資産(社外より開示を受けた情報資産含む)は、適切に管理しなければならない。

(1) 情報資産の保持

情報資産は、許可なく社外に開示したり、自己のために使用するなど、不正に使用してはいけません。また、退職後といえども、職務上知り得た会社の情報を漏洩したり、自己または他人のために利用する等会社の利益を侵害する行為をしてはいけません。

(2) 情報資産の開示

取引上の必要により当社の機密情報を社外に開示する場合は、必ず機密保持契約を締結しなければなりません。また、機密保持契約を締結して社外から開示を受けた情報資産については、当該契約に従い管理する必要があります。

(3) 情報資産の保全

訴訟の発生や法令違反が懸念される事項に関する情報資産等について保全措置がとられた場合、情報資産の変更・廃棄をしてはいけません。

(4) 重要情報の管理

重要情報は、原本を保管、保存し、紛失・滅失等のないよう万全の措置を講じなければなりません。

(5) 機密情報の管理

機密情報は、その機密密度に応じて適切に管理し、漏洩がないよう万全の措置を講じなければなりません。

(6) 個人情報の保護

個人情報(生存する個人に関し、氏名生年月日その他により特定の個人を識別可能な情報や個人識別符号が含まれる情報であり、名刺から得られる程度の情報であっても個人情報に該当する。)は情報の提供者に明示した目的内の利用に限定しなければなりません。個人データは正当な理由なく第三者に提供してはならず、不正侵入、紛失、改ざん、漏洩等がないよう、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し厳重かつ適正に管理しなければなりません。個人データの処理を第三者に委託する場合には、当該第三者が個人情報を適正に取り扱うよう監督する必要があります。

(7) 特定個人情報等の取扱い

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報(特定個人情報等)を取り扱う部署は人事部に限定します。また、第三者に特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、当該第三者が特定個人情報等を適正に取り扱うよう監督する必要があります。

(8) 情報漏洩等の事故発生時における対応

情報漏洩等の事故発生時においては、予め定められた手順に従い、ただちに会社に報告しなければなりません。

関係法令	: 個人情報の保護に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、刑法、不正競争防止法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
関係諸規程	: 就業規則、情報資産管理規程、情報資産管理細則、情報資産管理基準表、個人情報管理規程、個人データ安全管理運営要領、ITセキュリティ規程、特定個人情報等管理規程、特定個人情報等管理実施要領、インサイダー取引管理規程、コンプライアンス統括規程
関連マニュアル	: 個人情報取扱マニュアル作成の手引き、法令動向No.150「個人情報保護法の改正について」、法令動向No.151「GDPRについて」、法令動向No.154「カリフォルニア州消費者プライバシー法について」、採用マニュアル、欧州個人データ保護規則(GDPR)への対応マニュアル、データ侵害時の対応マニュアル、サイバーセキュリティインシデント発生時における対応の手引き
照会先	: 情報企画部、法務部、人事部

14. 情報通信システムの適切な利用

情報通信システムを不正に使用したり、害してはならない。

(1) 情報通信システムの適切な利用

情報通信システムおよびIT機器(以下、システム)の利用においては、法令および諸規程を遵守し、電子情報の有効利用と信頼性の保持を図る必要があります。

(2) 教育・啓発

会社が定めたITセキュリティに関する教育を定期的に受講し、法令および諸規程を理解の上、人的要因による電子情報の紛失・漏洩等を防ぐ必要があります。

(3) 施錠管理・防犯対策

施錠管理、防犯対策、入退館制限等を実施し、物理的要因による電子情報の紛失・漏洩等を防ぐ必要があります。

(4) アクセス制御

システムにアクセスするためのユーザIDやパスワードは、適切に管理しなければなりません。また、他人のユーザIDやパスワードを利用する等してシステムに不正にアクセスし、情報を不正に取得したり、破壊や誤作動させる等して、業務の妨害をしてはいけません。

(5) IT機器・ソフトウェアの管理

会社貸与のIT機器への機密情報の記録および社外への持出しは必要最小限に留め、万一紛失または盗難された場合は、予め定められた手順に従い、ただちに会社に報告しなければなりません。また、不正な設定変更・機能改造、著作物(プログラム等)の違法な取得・使用・複製・変更・配布等はしてはなりません。

(6) ウィルス対策

ウィルス感染による情報漏洩等の事故発生を防止するため、パソコンのウィルス対策ソフトは常に最新の状態にし、ソフトウェアの更新の通知があった際は速やかに実施・適用する必要があります。また、万一普段と異なる動作やメッセージが表示される等、ウィルスに感染したと思われる兆候が見られた場合は、予め定められた手順に従い、ただちに報告しなければなりません。

(7) 電子メールの利用

電子メールの利用においては、送受信した記録が残ることを理解し、宛先や内容が適切・正確か、送受信時に都度確認しなければなりません。また、不審な電子メールや添付ファイルは不用意に開かないよう注意する必要があります。

(8) インターネットの利用

情報の詐取・ウィルス感染等の可能性がある外部Webサイト(掲示板、ゲーム、フリーソフト、動画、公序良俗に反するサイト等)へ接続してはいけません。

(9) チャットツールの利用

チャットツールは、会社が定めるツール以外のものは使用せず、社外と交信する場合は、業務上必要最小限に留め、権利・義務の得喪に関する交信はできません。

関係法令 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、著作権法、刑法

関係諸規程 : 就業規則、情報資産管理規程、情報資産管理細則、ITセキュリティ規程

関連マニュアル : 電子メール利用ガイドライン

照会先 : 情報企画部、法務部

15. 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示

**経理処理・税務申告を適正に行わなければならない。
また、重要な会社情報は、適正に開示しなければならない。**

① 適正な経理処理

経理業務の遂行にあたっては、経理規程等の諸規程、関係諸法令、その他一般に公正妥当と認められる会計の基準に従わなければならない。また、会計事実を明確に表示し、財政状態及び経営成績等につき不適切な会計処理を行ってはいけません。

(1) 勘定処理の原則

費用および収益は、その発生した期間に割当処理しなければなりません。

収益の計上には、これに対応するすべての費用を計上しなければなりません。

(2) 記帳の原則

証憑書類に基づき、取引発生のとど、遅滞なく正確に記帳しなければなりません。

(3) 証憑書類の原則

証憑書類の保存は、定められた期限まで、整然と行わなければならない。

※ここでいう不適切な会計処理とは、収益費用、資産負債、キャッシュ・フローに代表される財務諸表等の開示を誤らせる処理をいいます(単なる人為的ミス等による誤謬は含まない)。不適切な会計処理には、利益の前倒し、費用の先送り、資産の過大計上、不適切な減損評価及び負債の過小計上のみならず、予算過達時の利益の繰り延べ、キャッシュ・フローの不適切な区分・期間での計上等も含まれます(いわゆる粉飾・不正会計・横領も不適切な会計処理に内包されるものです)。

② 適正な税務申告

各種の税務申告は関係諸法令に基づき適正に行わなければならない。

③ 適正な会社情報の開示

上場する企業として、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績などに関する重要な会社情報は、適時、適切、且つ公平に開示しなければならない。

関係法令	: 企業会計原則、金融商品取引法、会社法、会社法施行規則、会社計算規則、連結財務諸表規則、財務諸表等規則、法人税法、地方税法、消費税法、所得税法、有価証券上場規程等
関係諸規程	: 経理規程ほか経理関係細則・通達、情報資産管理規程、情報資産管理基準表、開示委員会規程
関連マニュアル	: 経理処理要領、丸紅グループ・アカウンティング・ポリシー、連結決算社内処理要領、営業事務手続書、(各本部)業務マニュアル等
照会先	: 経理部、営業経理部、財務部、法務部、人事部、広報部

16.利益相反行為等の禁止

誠実に当社の業務を遂行し、当社の利益に反する行為を行わない。

① 利益相反行為等の禁止

- (1) 当社の名誉・信用を傷つけるような行為をしてはいけません。
- (2) 当社の有形・無形の資産を不当に減失させたり毀損する行為を行ってはいけません。
- (3) 取引先またはその役員・社員等関係者から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の利益の供与を受けたり、借金の保証人になってもらうなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行ってはいけません。
- (4) 退職する際には、当社に権利が属するものについては返還しなければなりません。また、退職後に不正に利用してはいけません。
- (5) 当社の許可なく、他の職業に従事し、他社の取締役・執行役・執行役員・監査役・理事等の役員に就任し、または自己の事業を営む等の行為を行ってはいけません。
- (6) 当社と利害の相反する可能性のある行為を行うときは、法令または諸規程に定められた所要の承認または許可を得た上で行わなければなりません。
- (7) 業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても当社に責任が及ぶ可能性のあることを自覚し、定められた権限を超える行為を行ってはいけません。
- (8) 取引先の不正行為を助け(幫助)てはいけません。

② 公私のけじめ

- (1) 個人的な目的で当社の財産、経費を使ってはいけません。
- (2) 当社の立場と私的な個人の立場を峻別し、職場において会社の許可なく、政治、宗教、自治会、ボランティア、サークル等業務と無関係な個人的活動を行ってはいけません。

関係法令 : 会社法

関係諸規程 : 就業規則、役員内規、「接待、贈答および慶弔金に関する管理規程」、「接待、贈答および慶弔金に関する管理実施要領」

照会先 : 人事部、秘書部、法務部、コンプライアンス統括部



Q-1 コンプライアンス相談窓口では、
どのような報告・相談が受け付けられるのですか？

A-1 丸紅グループには二つのコンプライアンス相談窓口があります。

相談“ホッ”とライン

- ・ **コンプライアンス全般**に関する相談窓口です。
- ・ 身近な問題（例えば禁煙スペースでの喫煙、セクシャルハラスメント／パワーハラスメント、経費での私的な飲食etc.）から重大な法令違反や社内規程違反まで対応可能です。
- ・ 小さな不正でも見逃すと大きな不祥事に繋がります。お気軽にご相談ください。



Marubeni Anti-Corruption Hotline

- ・ 贈収賄・マネーロンダリング・不正な会計処理・インサイダー取引などの金融商品取引法違反、独占禁止法（競争法）違反、その他刑罰の適用を受けるような**重大犯罪を**対象とするルートです。
- ・ これらの事案が発生すると、当社グループに重大な悪影響を及ぼします。懸念があるとき、強い疑いがあるときには迷わず報告・相談してください。

Q-2 『相談“ホッ”とライン』は丸紅グループ会社の従業員も利用できるのでしょうか？
上司からは、『相談“ホッ”とライン』ではなくて、
自分の会社の報告・相談窓口を利用するように言われているのですが…

A-2 ・ 『相談“ホッ”とライン』は丸紅グループ全体の報告・相談窓口として設置されており、
実際に、過半数の相談がグループ会社の方からです。
グループ会社の方で、自社にも報告・相談窓口がある場合、
どちらを選択するかは利用者の自由です。
*但し、万一『相談“ホッ”とライン』の利用を思い止まらせるような指示があったときは、『相談“ホッ”とライン』にご報告ください。



Q-3 コンプライアンス相談窓口で報告すると周りに知られ、 トラブルに巻き込まれることはないですか？

- A-3**
- ・報告者の秘密は厳守します。
 - ・報告者が誠実に行った報告・相談を理由に、不利益を受けることは一切ありません。何者かが、不利益を与える行為も絶対に許しません。

Q-4 コンプライアンス相談窓口で報告・相談した際に、 実際にはどのような形で対応されるのでしょうか？

- A-4** 公平・公正な調査対応を大前提としています。

報告・相談の受付

- ① 調査の関与者を限定し秘密厳守を徹底します。

調査の実施

- ② 報告者への聞き取り、関連事実の調査
報告・相談頂いた内容に関する事実及び根拠を確認します。
↓
(報告者の方にも可能な限り客観的な証拠収集について協力をお願いします。)
- ③ 関係者への聞き取り
↓
関係者への聞き取り調査を行い、調査した事実・証拠の裏付けを取ります。
- ④ 報告対象者への聞き取り
特定の個人がコンプライアンスに違反しているとの報告・相談の場合は、当該個人からもヒアリングを行います。(調査の公平性を担保するため。)

是正措置・ 再発防止策の策定・実施

- ⑤ 報告・相談内容について事実認定。
事実認定に基づき是正措置・再発防止策の実施。

フィードバック

- ⑥ 報告・相談を受けた事項の処理内容は最終的に報告者にフィードバックします。(報告・相談内容の事実認定、是正措置など)
なお、匿名での報告・相談の場合はできないこともあります。

上記流れは、一般的に想定される流れであり、ケースの事情等により変わります。
もともと、秘密保持と不利益処遇の禁止は変わりません。

フォローアップ

- ⑦ 報告者、その他関係者に対して不利益な処遇が為されていないかどうか、必要に応じて確認します。
(報告・相談内容や報告者の状況によって、フォローアップを実施しないと判断することもあり得ます。)必要があれば是正措置を講じます。

Q-5 コンプライアンス相談窓口への報告・相談は匿名ではできないのでしょうか？

A-5 報告・相談にあたっては名前を名乗っていただくことを原則にしています。

〈理由〉

- ・事実関係の調査、またそのフィードバックには、コンプライアンス委員会から報告者に連絡する必要があること。
- ・報告・相談内容の中には、誹謗・中傷の可能性もあり、報告対象者の名誉を守る必要があること。

〈匿名を強く希望される場合〉

『相談“ホット”ライン』において、社外弁護士ルートを利用してください。

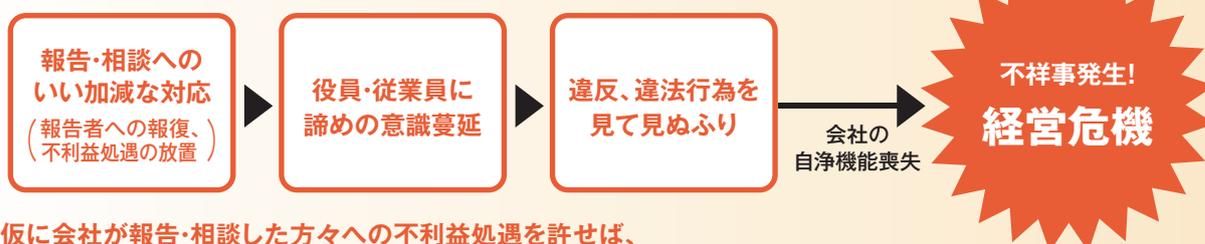
社外弁護士からコンプライアンス委員会への報告に際し、その旨を申し出れば、名前を伏せることができます。

〈例外〉

『Marubeni Anti-Corruption Hotline』については、重要性を鑑み、匿名での報告・相談を受け付けています。

Q-6 報告・相談をしたとき、本当に会社は不利益処遇をしないことを保証してくれるのでしょうか？

A-6 大きな不祥事に至る前に、報告・相談をして頂くことは経営としても、極めて重要な“気づき”の機会であり、経営は会社を守るため「コンプライアンス相談窓口が機能すること」を必要としています。会社は、報告者を守り、報告・相談行為を理由とした不利益処遇の禁止を徹底し、必要に応じフォローアップを行います。



仮に会社が報告・相談した方々への不利益処遇を許せば、グループの殆どの役職員は不正行為に接しても見て見ぬふりをする事になり、会社は自浄機能を喪失してしまいます。ある日突然、行政当局による査察、司法当局による訴追などで不祥事が発覚すれば、会社は一気に危機に陥るかもしれません。会社は断固として報告者を守り、如何なる報復行為も許しません。

● なお、不利益処遇には以下のようなものが含まれます。

- ▶ 従業員たる地位の得喪に関する不利益処遇 (退職願提出の強要、労働契約の更新拒否、休職命令など)
- ▶ 人事上の不利益処遇 (降格、不利益な配転・長期出張などの命令、昇進・昇格における不利な取り扱いなど)
- ▶ 経済待遇上の不利益処遇 (減給、諸手当・福利厚生給付などにおける不利益な取扱い、昇給・一時金における査定上の差別、損害賠償請求など)
- ▶ 精神上・生活上の不利益処遇 (仕事を回さない、雑作業をさせる、会社行事に参加させない、個人情報・秘密の意図的な漏えいなど)

※なお、他人への誹謗中傷、私利私欲その他不正な目的で相談窓口を利用することは禁じられており、これらの不正目的で報告・相談や通報を行った者は、就業規則等に従って懲戒処分の対象となることがあるので注意してください。

Q-7 報告・相談の窓口が男性だけでは、女性は利用しづらいのですが…

A-7 『相談“ホット”とライン』の社外弁護士ルートには、女性弁護士も登用しております。
男性に相談しがたい場合には、女性弁護士ルートをご利用ください。

Q-8 仮に自分がコンプライアンス違反を犯したとの報告・相談がなされた場合、その事実について通知を受けられるのでしょうか。また、報告・相談された情報に対して何らかの権利を有するのでしょうか。

A-8 報告対象者に関し、違反情報を含む個人情報保護に関する法令上の要請がある場合（特にEU諸国）、当該法令を遵守するため、以下の対応を行うこととしています。

〈報告対象者への通知〉

コンプライアンス委員会は報告対象者に対して次の事実を遅滞なく通知します。

- ① 報告対象者が報告・相談された事実
- ② コンプライアンス委員会が報告・相談の事実を伝達する部署
- ③ 報告・相談された情報にアクセスし（必要に応じ）その内容を修正する方法

但し、調査の実施や証拠の収集に支障が生じる恐れがある場合は、この通知を留保するものとします。

〈報告対象者の情報アクセス権〉

報告対象者は、自己について報告・相談された情報にアクセスし、その正確性を確認し、仮に誤りがある場合にはこれを修正する権利を有しています。

但し、第三者の人権を保護する必要がある場合、特に報告者の機密を保持するために必要な場合は、この権利は一定の制限を受け、報告者の同意がない限り、報告対象者は報告者が誰であるかを知ることができません。

Q-9 (改正)公益通報者保護法と『相談“ホット”とライン』の関係について教えてください。

A-9 『相談“ホット”とライン』を始めとした丸紅グループ会社が独自で設置している報告・相談窓口は、2006年の公益通報者保護法施行以前から、窓口に対して誠実になされた報告・相談行為を理由に通報者が不利な取扱いを受けないことを保証しています。また、通報者の特定につながる情報を厳秘とすることに加え、通報に関する情報は細心の注意を払って取扱っています。改正公益通報者保護法で新たに求められる対応については、改正法施行までに、丸紅(株)及びグループ各社にて必要な体制整備を進めて参ります。
現在および改正後も含め、公益通報者保護法の施行により、通報者にはより一層の安心感を持っていただくことができます。

[ご参考] 改正公益通報者保護法の概要

<https://www.marubeni.com/jp/company/governance/measure/compliance/hotline.pdf>



何となく
気になる視線
何処からか

私 が守る、コンプライアンス

© High Technology Communications, Inc.



コンプライアンス相談窓口「相談“ホッ”とライン」